

京都大学教育学部の組織に関する規程

(平成十六年達示第二十四号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学教育学部（以下「教育学部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学部長)

第二条 教育学部に、学部長を置く。

2 学部長は、教育学研究科の教授をもって充てる。

3 学部長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き三年を超えることができない。

4 前項の規定にかかわらず、補欠の学部長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 学部長は、教育学部の校務をつかさどる。

(教授会)

第三条 教育学部に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(学科及び学科目)

第四条 教育学部の学科及び学科目は、次に掲げるとおりとする。

教育科学科 現代教育基礎学、教育心理学、相関教育システム論

(内部組織)

第五条 この規程に定めるもののほか、教育学部の内部組織については、学部長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する学部長の任期は、第二条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

3 教育学部長の任期の改正について（昭和六十年二月五日評議会可決・総長裁定）は、廃止する。